

改正案	現行
<p>（基金償却積立金の取崩しによる変更の登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第二十五条の二 更生計画の定めにより基金償却積立金の取崩しをしたときは、当該基金償却積立金の取崩しによる変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定書謄本を添付しなければならない。</p> <p>（基金の募集による変更の登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第二十六条 更生計画の定めにより基金の募集をしたときは、当該基金の募集による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定書謄本及び保険業法第六十条第四項各号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、当該更生計画に法第二百六十三条第二号に掲げる事項の定め（基金の抛出の額の全部の払込みをしたものとみなす旨の定めに限る。）があるときは、保険業法第六十条第四項各号に掲げる書面を添付することを要しない。</p>	<p>（新設）</p> <p>（基金の募集による変更の登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第二十六条 更生計画の定めにより基金の募集をしたときは、当該基金の募集による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定書謄本及び保険業法第六十条第三項各号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、当該更生計画に法第二百六十三条第二号に掲げる事項の定め（基金の抛出の額の全部の払込みをしたものとみなす旨の定めに限る。）があるときは、保険業法第六十条第三項各号に掲げる書面を添付することを要しない。</p>